

契約外医療機関で妊婦歯科健診を希望する方へ

契約歯科医療機関以外の医療機関で妊婦歯科健診を受けた場合、費用を対象者が自費でいったん支払い、その後、上山市に補助金交付の申請をすることで上山市妊婦歯科健康診査に準じた内容に限り、歯科健診費用の一部を補助いたします。

【対 象】 次の条件をすべて満たすもの

- ▶ 全額自己負担で受診した妊婦歯科健康診査（保険適用外）であること
- ▶ 妊婦歯科健診日当日、上山市に住民票がある妊婦であること

【申請期限】

妊婦歯科健康診査を受診した日から 6 か月を経過した日が属する月の末日まで

【申請に必要な書類】

- ① 『上山市妊婦歯科健康診査費の補助金交付申請書兼請求書』（様式第 1 号）
健康推進課 13 番窓口を設置しています。
- ② 領収書原本（レシート不可）
※「歯科健診」と記載されていて、
受診者氏名、健診年月日、健診費用、医療機関名の確認ができるもの
- ③ 受診結果が記載された上山市妊婦歯科健康診査受診票（緑色）、又は、
必要事項が記載された妊婦歯科健診結果が分かるもの
- ④ 申請者名義の通帳と印鑑（確認用）

【補助費用】

医療機関で支払った歯科健診費用と、市が決めた補助上限額 5,320 円のいずれか少ない額とします。

※受診票に記載のある健診項目の自己負担分のみが補助の対象となります。

【手 順】

1. 上山市妊婦歯科健診受診票（緑色）、健康保険証、母子健康手帳を持参して、
予約のうえ歯科医療機関にて健診を受けてください。
当日受付で歯科医療機関に「歯科医療機関様へのお願い」を提出してください。
2. 健診後、申請期限内に必要な書類を上山市健康推進課の窓口提出してください。
3. 市は申請を受理後、内容を精査し支給要件に該当する場合には「上山市妊婦歯科健康診査費の補助金交付決定通知書」（様式第 2 号）を通知のうえ、約 1 か月後に指定された口座に補助金を振り込みます。

【問合せ先・申請窓口】上山市健康推進課（13 番窓口） 電話：023-672-1111（内線 157）